

## 令和6年度「世界とのつながり強化推進事業補助金」審査要領

令和6年7月30日

国際・経済交流課

### 第1 目的

この審査要領は、宮崎県が行う「世界とのつながり強化推進事業（以下「補助金」という。）の審査に必要な事項を定めるものとする。

### 第2 審査対象

審査対象は、補助金の交付を受けるために申請された事業で、次に掲げる事業の条件に満たしていることに応じて実施する。

- (1) 応募は団体を原則とし、1団体あたりの参加者は3名以上とする。
- (2) 経済交流を行うこと
- (3) 本県と将来にわたる交流の継続・拡大に資する交流であること

### 第3 審査方法

第4の審査項目に定める各項目について、別紙（選考審査シート）により申請案件毎に個別に審査する。

### 第4 審査項目

補助金の募集要項を踏まえ、次に掲げる各項目（以下「審査項目」という。）について審査する。

- (1) 実施意欲性
- (2) 必要性
- (3) 効果性
- (4) 適格性
- (5) 実現可能性
- (6) 発展波及性
- (7) 地域活用性

### 第5 審査採点

審査項目ごとに次の3段階の採点を行い、その合計を採点合計点数とし、点満点とする。

2点・・・認められる

1 点・・・工夫次第で認められる

0 点・・・認められない

#### 第6 判定方法

各審査員の採点の合計点数を、審査員人数分で除した点数が 17 点以上を基準とし、全審査員協議の上、共通認識のもと総合判定する。

選考審査シート

【経済交流】

申請団体名	審査年月日	令和 年 月 日	採点合計 _____点
	審査員		
審査採点 2点・・・認められる 1点・・・工夫次第で認められる 0点・・・認められない			

審査項目		採点
実施 意欲性	(1)事業実施にあたり、事業内容や各関係機関と連携し本県と世界との国々との多様な交流の拡大を促進している	_____点
必要性	(2)事業の目的や内容等が社会情勢に合致している	_____点
	(3)経済活動の活性化を図り、自立的な発展を促すために補助すべき事業である	_____点
効果性	(4)効果が広く県民にいきわたり、特定の者のみ利益を供することがない。	_____点
継続性	(5)事業実施により継続的な交流が図れる	_____点
適格性	(6)補助金の使途が適切である	_____点
	(7)事業の活動内容が団体の活動理念と整合性がとれている	_____点
実現 可能性	(8)団体の能力・規模と事業が合っている	_____点
	(9)実現可能な方法、予算で事業が合っている	_____点
	(10)団体の専門性などの特性を活かしている。	_____点
発展 波及性	(11)団体の活動の発展が図られ、成果の広がりが期待される	_____点
	(12)今後も継続した取り組みが期待される	_____点
	(13)他の社会的課題の解決または、新たな取り組みに向けたモデルとなる	_____点
地域 活用性	(14)事業の活動内容が宮崎県の特徴や強みを活かしている	_____点

意見等	
-----	--